

令和 6 年 1 月 9 日

組合員 各位

宮古漁業協同組合

第105号・108号漁場「その他海藻類等」の口開けについて

標記につきまして、下記要領にて「その他海藻類等」の口開けを致します。

記

- 1、品 目 : いわのり、まつも、ひじき、ふのり、くぼがい(つぶ)
ちがいそ(すっけいこ)、すじめ(ぞうか)、つのまた
てんぐさ、ほんだわら
- 2、口 開 日 : 令和 6 年 1 月 10 日 (水) より
令和 6 年 6 月 30 日 (日) まで開放
但し、くぼがい(つぶ)は5月31日(金)迄の開放とし、魚市場への出荷は
6月7日(金)迄と致します。
※ ボイルした、くぼがい(つぶ)について、令和6年6月1日(土)以降の出荷には
「水産製品製造業」の営業許可が必要となりますので、ご注意ください。
- 3、出漁時間 : 規制無し
- 4、操業時間 : 日の出より日の入りまで
※但し、初日のみ午前8時00分から
- 5、漁 具 : 小刀、手つき、貝がら、鏡、たも、突金(てんぐさ突)
鎌、ねじり棒
- 6、その他 : (注意事項)
(イ) くぼがい(つぶ)採捕の方は選別かごを用意し、タモ輪の直径は9cm以内
柄の長さは5m以内とする事を順守して下さい。
(ロ) 鏡の使用は正午まで